

第78号議案

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号の表備考3中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。